

改正

平成元年3月30日条例第10号  
平成3年3月25日条例第4号  
平成6年12月20日条例第37号  
平成8年3月28日条例第12号  
平成10年6月23日条例第20号  
平成12年1月20日条例第9号  
平成12年12月15日条例第50号  
平成14年9月20日条例第27号  
平成16年3月26日条例第15号  
平成17年4月1日条例第34号  
平成23年3月23日条例第12号  
平成28年12月14日条例第31号  
令和4年10月17日条例第18号

千歳市駐車場条例

(設置)

**第1条** 駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号の路外駐車場として、グリーンベルト地下駐車場(以下「駐車場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千歳市グリーンベルト地下駐車場	千歳市千代田町4丁目及び幸町4丁目

(供用時間等)

**第3条** 駐車場の供用時間及び入出庫可能時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、臨時にこれらの時間を変更することができる。

- (1) 供用時間 午前0時から午後12時まで
- (2) 入出庫可能時間 午前7時から午後10時まで

2 駐車場の休場日は、1月1日とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、休場日に開場し、又は開場日に休場することができる。

3 駐車場に駐車できる自動車の規模は、規則で定める。

(駐車料金)

**第4条** 駐車場の駐車料金(以下この条、次条から第7条まで及び第17条において「料金」という。)は、別表に定めるとおりとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の料金の額の1割以内の額を減じた額をもって、回数駐車券(以下「回数券」という。)を発行することができる。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の料金の額の9割以内の額を減じた額をもって、定期駐車券(以下「定期券」という。)を発行することができる。

4 回数券及び定期券の発行並びにその使用について必要な事項は、市長が定める。

(料金の納付)

**第5条** 駐車場の利用者は、自動車を出庫する時に前条第1項に規定する料金を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、料金の後納をすることができる。

2 回数券及び定期券による料金は、これを交付する時に納付しなければならない。

(料金の減免)

**第6条** 市長は、次の各号の一に該当する自動車が駐車場を利用するときは、料金を減免することができる。

(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車

(2) 国又は地方公共団体の職員が、防災活動その他の緊急を要する公務を行うために使用する自動車

(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が運転し、又は同乗している自動車

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める自動車

(料金の還付)

**第7条** 既納の料金は、還付しない。ただし、回数券又は定期券による既納の料金については、市

長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

2 前項ただし書の規定による既納の料金の還付方法及び還付額については、規則で定める。

(駐車の拒否)

**第8条** 市長は、次の各号の一に該当するときは、駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上その利用が不適當な自動車であるとき。
- (2) 自動車に発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (3) その他市長が駐車場の管理に支障があると認めるとき。

(禁止行為)

**第9条** 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 区画線に従わないで自動車を駐車すること。
- (2) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (3) 駐車中の自動車を損傷するおそれのある行為をすること。
- (4) 前3号に掲げる行為のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(損害賠償)

**第10条** 駐車場における盗難、自動車の損傷又は自動車相互の接触若しくは衝突によつて生じた損害その他火災等の不可抗力によつて生じた損害については、市はその賠償の責めを負わない。ただし、市の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでない。

2 駐車場の利用者は、その利用により建物、附属設備又は備付物品を破損し、汚損し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(立入禁止)

**第11条** 駐車場に駐車する自動車の運転手、同乗者、乗客その他の駐車場に用務のある者以外は、駐車場に立ち入ることができない。

(駐車場の休止)

**第12条** 市長は、工事その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。この場合において、市長は、当該駐車場の見やすい場所にその旨を掲示しなければならない。

(指定管理者による管理)

**第13条** 駐車場の管理は、市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合にあつては、第3条第1項及び第2項中「市長が必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う業務)

**第14条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 駐車場の利用に関する業務
- (2) 駐車場の建物、附属設備及び備付物品の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の運営に関する事務のうち市長が定める業務

(指定管理者の管理の期間)

**第15条** 指定管理者が駐車場の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から起算して5年の間とする。ただし、再指定を防げない。

(利用料金)

**第16条** 市長は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者に駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。この場合において、利用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、第4条第1項の規定による駐車料金の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 3 利用料金は、自動車を出庫する時に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て回数券及び定期券を発行することができる。
- 5 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減免することができる。
- 6 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。
- 7 第4条から第7条までの規定は、第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合には、適用しない。

(過料)

**第17条** 市長は、詐欺その他不正の行為により料金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）

以下の過料を科する。

(委任)

**第18条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から昭和61年3月31日までの料金の適用については、別表に定める料金の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

単位	料金（1台当たり）
(1) 最初の駐車時間1時間まで	無料
その後30分まで	40円
その後30分まで	40円
その後30分までごとに	100円
(2) 午後10時から翌日午前8時まで	700円

3 昭和61年4月1日から平成元年3月31日までの料金の適用については、別表に定める料金の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

単位	料金（1台当たり）
(1) 最初の駐車時間1時間まで	100円
その後30分まで	50円
その後30分まで	50円
その後30分までごとに	100円
(2) 午後10時から翌日午前8時まで	700円

4 平成元年4月1日から平成4年3月31日までの料金の適用については、別表に定める料金の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

単位	料金（1台当たり）
(1) 最初の駐車時間2時間まで	200円
その後30分までごとに	100円
(2) 午後9時から翌日午前9時まで	700円

**附 則**（平成元年 3 月 30 日 条例第 10 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日までの駐車料金の適用については、この条例による改正後の千歳市駐車場条例附則第 3 項の表中「午前 8 時」とあるのは「午前 9 時」と読み替えるものとする。

**附 則**（平成 3 年 3 月 25 日 条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成 6 年 12 月 20 日 条例第 37 号）

この条例は、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 8 年 3 月 28 日 条例第 12 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千歳市駐車場条例の規定は、この条例の施行の日以後の駐車に係る料金について適用し、同日前の駐車に係る料金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成 10 年 6 月 23 日 条例第 20 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千歳市駐車場条例の規定は、この条例の施行の日以後の駐車に係る料金について適用し、同日前の駐車に係る料金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成 12 年 1 月 20 日 条例第 9 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成 12 年 12 月 15 日 条例第 50 号）

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

**附 則**（平成14年 9 月20日条例第27号）

この条例は、平成15年 1 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成16年 3 月26日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。（平成17年 3 月規則第 2 号で、同17年 3 月12日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千歳市駐車場条例の規定は、この条例の施行の日以後の駐車に係る料金について適用し、同日前の駐車に係る料金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成17年 4 月 1 日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の千歳市駐車場条例第13条の規定に基づき駐車場の全部又は一部の管理を委託している場合については、平成18年 3 月31日までの間は、なお従前の例による。

**附 則**（平成23年 3 月23日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千歳市駐車場条例第15条の規定は、この条例の施行の日以後に指定する指定管理者の管理の期間について適用し、同日前に指定した指定管理者の管理の期間については、なお従前の例による。

**附 則**（平成28年12月14日条例第31号）

この条例は、平成28年12月23日から施行する。

**附 則**（令和 4 年10月17日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千歳市駐車場条例の規定は、この条例の施行の日以後の駐車に係る料

金について適用し、同日前の駐車に係る料金については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

料金

区分	料金（1台当たり）
(1) 最初の駐車時間1時間まで	無料
その後30分までごとに	50円
(2) 午後9時から翌日午前9時までの間で前号の規定により算定した料金が700円を超えると き。	700円